

社会体育施設の使用申請受付について

豊岡市観光文化部文化・スポーツ振興課

社会体育施設の使用申請受付について次のとおりとします。

1 優先順位について

	使用内容	申請受付開始時期等
1	・市・市教育委員会主催/共催事業 ・指定管理者主催/共催事業 ・中体連、高体連、高野連主催事業 ・その他特別な事由により市長が認めた事業	—
2	・スポーツ大会（合宿、練習試合等は対象外） ・文化事業（日高文化体育館のみ）	10～11 月頃 ※希望が重複する場合は、各代表による調整会議（12 月実施予定、別途連絡）で調整します。
3	・イベント ・営利目的事業 ・大規模な会議 ・合宿	毎年 2 月 1 日から ※1, 2 の事業の使用日が決定してからの受付開始となります。
4	・練習試合	使用希望日の 3 カ月前の 1 日から ※2 月 1 日から、4・5 月分の受付を開始します。
5	・定期利用	使用希望日の 2 カ月前の 1 日から ※定期利用団体登録車のみ可。ただし、土日祝を除く
6	・通常利用（練習など）	使用希望日の 1 カ月前の 1 日から

※ 3～6 については、公共施設予約システムまたは希望する体育施設で申請してください。

2 注意事項

(1) 予備日の使用申請について

- ・屋内施設については受け付けません。
- ・屋外施設については、1 大会につき 1 日のみ受け付けます。

(2) その他

申請受付が完了している場合でも、年度途中に選挙等で市が施設を使用する必要が生じたときは、使用予定団体に連絡し調整します。